

議案第150号

さいたま市個人情報保護条例及びさいたま市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市個人情報保護条例及びさいたま市情報公開条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年9月6日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市個人情報保護条例及びさいたま市情報公開条例の一部を改正する条例

(さいたま市個人情報保護条例の一部改正)

第1条 さいたま市個人情報保護条例（平成13年さいたま市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人情報 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、<u>次に掲げるいずれかに該当するものをいう。</u></p> <p><u>ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人情報 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、<u>当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものをいう。</u></p>

法を用いて表された一切の事項（個人識別符号（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。）を除く。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの

(2)～(7) [略]

(8) 本人 個人情報によって識別される特定の当該個人をいう。

(9) [略]

第34条から第36条まで 削除

(2)～(7) [略]

(8) 本人 個人情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により識別することができる当該個人（他の情報と照合することにより識別することができることとなる個人を含む。）をいう。

(9) [略]

（説明等の要求）

第34条 市長は、事業者が個人情報を不適正に取り扱っている疑いがあるときは、当該事業者に対し、説明又は資料の提出を求めることができる。

（是正の勧告）

第35条 市長は、事業者が個人情報を不適正に取り扱っていると認めるときは、当該事業者に対し、その取扱いを是正するよう勧告することができる。

（事実の公表）

第36条 市長は、事業者が第34条の規定による説明若しくは資料の提出を正当な理由なく拒んだとき又は前条の規定による勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その事実を公表することができる。

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、事業者に対し、あらかじめ、意見を述べる機会を与えとともに、審議会の意見を聴くものとする。

第2条 さいたま市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p><u>(2) 要配慮個人情報 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第4項に規定する要配慮個人情報をいう。</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p> <p>(収集の制限)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 実施機関は、<u>要配慮個人情報を</u>収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(個人情報取扱事務の届出)</p> <p>第6条 実施機関は、個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p><u>(5) 要配慮個人情報を取り扱うときは、その旨</u></p> <p>(6) [略]</p> <p>2～6 [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>(収集の制限)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 実施機関は、<u>思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報</u>を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(個人情報取扱事務の届出)</p> <p>第6条 実施機関は、個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>2～6 [略]</p>

(さいたま市情報公開条例の一部改正)

第3条 さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(行政情報の開示義務)</p> <p>第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政情報を開示しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（<u>文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。</u>）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>(5) 市又は国等が行う事務事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務事業の性質上、当該事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>ア～エ [略]</p> <p>オ 市又は<u>他の地方公共団体</u>が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ</p> <p>(6)・(7) [略]</p>	<p>(行政情報の開示義務)</p> <p>第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政情報を開示しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>(5) 市又は国等が行う事務事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務事業の性質上、当該事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>ア～エ [略]</p> <p>オ 市又は<u>国等</u>が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ</p> <p>(6)・(7) [略]</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例中第1条及び第3条の規定は公布の日から、第2条の規定及び次項から第4項までの規定は平成30年4月1日から施行する。

(さいたま市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

2 さいたま市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成13年さいたま市条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 実施機関 情報公開条例第2条第1号及び個人情報保護条例第2条第3号に規定する実施機関をいう。</p> <p>(2) 行政情報 情報公開条例第2条第2号及び個人情報保護条例第2条第8号に規定する行政情報をいう。</p> <p>(3) [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 実施機関 情報公開条例第2条第1号及び個人情報保護条例第2条第2号に規定する実施機関をいう。</p> <p>(2) 行政情報 情報公開条例第2条第2号及び個人情報保護条例第2条第6号に規定する行政情報をいう。</p> <p>(3) [略]</p>

(さいたま市情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正)

3 さいたま市情報公開・個人情報保護審議会条例（平成13年さいたま市条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審議会は、実施機関（情報公開条例第2条第1号及び個人情報保護条例第2条第3号に規定する実施機関をいう。以下同じ。）の諮問に応じて、次に掲げる事項について審議し、答申する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審議会は、実施機関（情報公開条例第2条第1号及び個人情報保護条例第2条第2号に規定する実施機関をいう。以下同じ。）の諮問に応じて、次に掲げる事項について審議し、答申する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>2・3 [略]</p>

(さいたま市債権管理条例の一部改正)

4 さいたま市債権管理条例（平成28年さいたま市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（債務者に関する情報の共有）</p> <p>第7条 市長等は、履行期限までに履行されない市の債権がある場合において、当該市の債権の管理に関する事務を効果的に行うため必要があると認めるときは、当該事務の遂行に必要な限度で、当該債務者の規則で定める情報を同一の実施機関（さいたま市個人情報保護条例（平成13年さいたま市条例第18号）<u>第2条第3号</u>に規定する実施機関をいう。以下この項において同じ。）内において利用し、他の実施機関に提供し、又は他の実施機関から収集することができる。</p> <p>2・3 [略]</p>	<p style="text-align: center;">（債務者に関する情報の共有）</p> <p>第7条 市長等は、履行期限までに履行されない市の債権がある場合において、当該市の債権の管理に関する事務を効果的に行うため必要があると認めるときは、当該事務の遂行に必要な限度で、当該債務者の規則で定める情報を同一の実施機関（さいたま市個人情報保護条例（平成13年さいたま市条例第18号）<u>第2条第2号</u>に規定する実施機関をいう。以下この項において同じ。）内において利用し、他の実施機関に提供し、又は他の実施機関から収集することができる。</p> <p>2・3 [略]</p>